記 者 発 表 資 料

令和７年９月１７日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
株式会社佐武建設	工事	岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢７９－１

２．指名停止措置期間
令和７年９月１７日　～　令和７年９月３０日　（　２週間　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
株式会社佐武建設は、令和４年１２月８日、岩手県土地開発公社発注の造成工事現場内において、汚水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかったため、掘削した法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働者が巻き込まれ、その約１ヵ月後に死亡する事故を起こした。このことにより、令和７年２月１２日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、同年２月２７日に刑が確定した。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第１第８号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第１（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8　一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）
○は本件の主務課です。